

証 保 追 加
急 の 制 度

産 廃 業 者 が 特 定 業 種 に

鉄 く ず 卸 売 業 も 指 定

中小企業の資金繰りを応援する「緊急保証制度」は、特定業種指定として、産廃業者と鉄スクラップ業者を含む73業種を追加。全618業種となり、中小企業の65%をカバーした。対象業種の中小企業は、原材料や仕入価格高騰の影響を受ける業種などで、金融機関から融資を受けるとき

に「一般保証」とは別枠で、無担保で「800万円」まで、普通担保で「2億円」まで信用保証協会の保証を受けることができる。今回の追加となった業種は「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物処分業」など。処理業界と鉄スクラップ卸売業が新しく入った。従来指

定の「木材チップ製造業」「廃プラスチック製品製造業」などリサイクル業や「はつり・解体工事業」等も連なる。指定業種中の事業者が「緊急保証制度」を

使用する要件は、①最近3カ月間の平均売上高などが前年同期比マイナス3%以上の中小企業②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小業者③最近3カ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者、以上3つの中で該当するものが1つでもあれば対象となる。

追加業種の指定期間は、08年11月14日から10年3月31日まで、約6兆円の利用を想定。各地の信用保証協会や金融機関で対応するが、各経済産業局「緊急相談窓口」でも聴取・対応する。